

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成23年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成23年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された1,100事業所

ア 漁業	サ 学術研究，専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業，採石業，砂利採取業	シ 生活関連サービス業，娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育，学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療，福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業，郵便業	
ク 卸売業，小売業	
ケ 金融業，保険業	
コ 不動産業，物品賃貸業	

② 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種，その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から243事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員 初任給関係の調査職種400人，初任給関係以外の調査職種10,413人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、89,805人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	209事業所	100事業所	82事業所	27事業所
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	4	3	1	0
製 造 業	136	47	62	27
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	37	32	5	0
卸 売 業 ， 小 売 業	7	6	1	0
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	7	4	3	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	18	8	10	0

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が33所あった。
- 2 調査対象事業所243所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた242所に占める調査完了事業所209所の割合（調査完了率）は、86.4%。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・ 技 術 者 計	大 学 卒	193,698 ^円	195,865 ^円	190,878 ^円	197,620 ^円
	短 大 卒	173,527	172,285	174,187	—
	高 校 卒	159,723	160,703	157,351	165,842
新卒事務員	大 学 卒	187,935	190,897	184,893	186,850
	短 大 卒	173,023	165,813	174,830	—
	高 校 卒	157,950	160,545	156,441	156,000
新卒技術者	大 学 卒	200,582	202,880	197,634	204,800
	短 大 卒	174,708	176,689	170,305	—
	高 校 卒	160,714	160,795	157,856	170,763

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別，職種別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	18	51.1	842,336	0	842,336
	工 場 長	15	53.8	735,966	3,500	732,466
	事 務 部 長	174	52.9	623,985	398	623,587
	技 術 部 長	301	53.2	670,678	1,612	669,066
	事 務 部 次 長	99	51.0	592,667	5,695	586,972
	技 術 部 次 長	113	51.4	595,567	2,475	593,092
	事 務 課 長	516	48.0	512,980	21,599	491,381
	技 術 課 長	874	48.6	553,435	18,945	534,490
	事 務 課 長 代 理	200	46.8	477,118	29,606	447,512
	技 術 課 長 代 理	295	47.8	533,746	51,582	482,164
	事 務 係 長	540	44.2	442,014	68,437	373,577
	技 術 係 長	1,045	44.2	455,626	80,433	375,193
	事 務 主 任	239	39.8	369,239	60,690	308,549
	技 術 主 任	285	39.4	427,400	97,997	329,403
	事 務 係 員	2,268	37.0	303,921	34,795	269,126
技 術 係 員	2,261	35.6	323,964	51,491	272,473	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上 500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄 参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	

2 規模500人以上

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成23年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	18	51.1	842,336	0	842,336
	工 場 長	12	56.1	808,344	0	808,344
	事 務 部 長	125	52.9	661,726	595	661,131
	技 術 部 長	256	53.0	691,317	1,838	689,479
	事 務 部 次 長	68	49.8	606,865	5,781	601,084
	技 術 部 次 長	64	50.2	645,698	3,396	642,302
	事 務 課 長	394	48.5	548,011	12,135	535,876
	技 術 課 長	699	49.3	584,518	13,699	570,819
	事 務 課 長 代 理	164	47.4	495,468	35,186	460,282
	技 術 課 長 代 理	259	48.2	549,552	54,590	494,962
	事 務 係 長	419	44.7	464,889	76,395	388,494
	技 術 係 長	814	44.3	460,374	81,374	379,000
	事 務 主 任	169	39.3	388,791	71,734	317,057
	技 術 主 任	219	39.5	445,503	110,071	335,432
	事 務 係 員	1,394	37.7	319,673	39,372	280,301
技 術 係 員	1,597	35.6	330,229	54,437	275,792	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 9 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 7 級， 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級， 6 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級， 4 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級， 4 級）
	行政職給料表 1 級

3 規模100人以上500人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	3	46.8	515,502	14,162	501,340
	事 務 部 長	39	54.3	559,802	0	559,802
	技 術 部 長	39	54.0	592,147	760	591,387
	事 務 部 次 長	30	52.4	579,749	5,723	574,026
	技 術 部 次 長	47	52.2	567,427	1,935	565,492
	事 務 課 長	112	46.7	443,172	44,002	399,170
	技 術 課 長	151	46.2	458,290	39,846	418,444
	事 務 課 長 代 理	34	44.5	407,445	7,975	399,470
	技 術 課 長 代 理	29	43.8	402,036	34,456	367,580
	事 務 係 長	95	42.4	387,716	50,699	337,017
	技 術 係 長	176	43.7	426,649	67,036	359,613
	事 務 主 任	63	40.6	336,975	39,470	297,505
	技 術 主 任	52	39.0	360,409	48,504	311,905
	事 務 係 員	764	35.3	279,208	27,805	251,403
技 術 係 員	530	35.1	307,539	40,273	267,266	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 7 級, 8 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

4 規模100人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 23 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	10	48.3	500,541	0	500,541
	技 術 部 長	6	54.3	531,500	0	531,500
	事 務 部 次 長	1	X	X	X	X
	技 術 部 次 長	2	52.0	412,748	0	412,748
	事 務 課 長	10	51.4	402,322	0	402,322
	技 術 課 長	24	48.1	412,336	0	412,336
	事 務 課 長 代 理	2	41.5	357,273	0	357,273
	技 術 課 長 代 理	7	46.8	444,526	4,795	439,731
	事 務 係 長	26	42.8	320,400	21,994	298,406
	技 術 係 長	55	43.7	424,902	97,285	327,617
	事 務 主 任	7	42.1	273,986	30,108	243,878
	技 術 主 任	14	39.6	324,842	44,766	280,076
	事 務 係 員	110	39.6	271,032	23,740	247,292
	技 術 係 員	134	36.5	288,802	50,150	238,652

(注)「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 6 級, 7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

その2 公民給与比較の対象外職種

		調査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関係 職種	研究所長	6 ^人	51.3 ^歳	966,900 ^円	0 ^円	966,900 ^円
	研究部(課)長	92	49.7	707,134	936	706,198
	研究室(係)長	51	44.4	543,448	15,425	528,023
	主任研究員	160	42.7	507,282	16,418	490,864
	研究員	271	29.9	315,592	25,871	289,721
	研究補助員	42	30.3	338,999	69,499	269,500
医 療 関 係 職 種	病院長	1	X	X	X	X
	副院長	1	X	X	X	X
	医科長	3	52.2	1,423,287	133,333	1,289,954
	医師	19	44.0	1,253,987	113,740	1,140,247
	歯科医師	—	—	—	—	—
	薬局長	4	51.5	541,392	13,232	528,160
	薬剤師	13	36.3	332,992	21,389	311,603
	診療放射線技師	21	39.9	431,432	52,464	378,968
	臨床検査技師	21	44.3	414,155	46,028	368,127
	栄養士	21	32.2	314,063	49,967	264,096
	理学療法士	29	28.8	293,231	17,920	275,311
	作業療法士	21	28.7	289,582	15,296	274,286
	総看護師長	4	58.8	533,338	0	533,338
	看護師長	38	48.1	475,828	65,092	410,736
	看護師	110	39.5	396,089	63,038	333,051
准看護師	81	43.2	299,041	33,931	265,110	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	4	58.0	741,043	0	741,043
	大学教授	33	59.4	668,283	0	668,283
	大学准教授	25	46.7	522,062	0	522,062
	大学講師	14	40.9	472,743	0	472,743
	大学助教	—	—	—	—	—
	大学助手	2	47.0	415,400	0	415,400
	高等学校校長	—	—	—	—	—
	高等学校教頭	3	56.8	658,990	0	658,990
	高等学校教諭	41	47.9	547,360	0	547,360

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

第16表 民間における定期昇給制度の状況

		定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
		%	%	%	%	%
係 員	計	93.7	30.8	89.6	51.2	6.3
	500人以上	98.1	27.6	87.0	51.5	1.9
	100人以上 500人未満	96.3	36.5	92.5	54.2	3.7
	100人未満	74.1	22.2	88.9	38.9	25.9
課 長 級	計	75.9	19.7	92.9	43.6	24.1
	500人以上	78.3	14.3	93.9	44.9	21.7
	100人以上 500人未満	79.4	24.9	93.7	48.1	20.6
	100人未満	59.3	21.4	85.7	21.4	40.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第17表 民間における賃金カット等の実施状況

	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
	%	%
係 員	15.8	8.9
課 長 級	14.8	8.5

(注) 平成23年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第18表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,160円
配偶者と子1人	20,996円
配偶者と子2人	26,863円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

(備考) 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	60.1%
非支給	39.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の並数階層	28,000円以上29,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規模計	52.1 %	47.9 %	53.0 %	47.0 %	60.3 %	39.7 %
500人以上	49.8	50.2	52.5	47.5	60.9	39.1
100人以上500人未満	54.2	45.8	55.3	44.7	62.7	37.3
100人未満	53.2	46.8	47.3	52.7	50.2	49.8

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		（参考）適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	12.6 %	12.6 %	8.8 %	8.8 %
30%	48.6	61.2	31.4	40.2
29%	—	61.2	—	40.2
28%	0.1	61.3	0.3	40.5
27%	0.6	61.9	1.1	41.6
26%	—	61.9	—	41.6
25%	38.1	100.0	58.4	100.0